告示

○内閣府告示第二百七十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務（平成二十七年内閣府告示第二百六十九号）の全部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
（項）子どものための教育・保育給付 （目）子どものための教育・保育給付費補助金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除き、特別区を含む。）に係るもの）	全ての都道府県	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理 四　法第七条第一項第三号及び第四号の規定による承認に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十六条第二項の規定において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による額の確定に係る返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等
（項）子どものための教育・保育給付 （目）子どものための教育・保育給付費負担金	全ての都道府県	一　法第五条の規定による交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十六条第二項の規定において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による額の確定に係る返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等
（項）児童手当等交付金 （目）児童手当等交付金	全ての都道府県	一　法第五条の規定による交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第八条の規定による決定の通知 四　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知